

公益財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団  
協賛・後援事業採用基準

(趣 旨)

**第1条** 岡山県内のスポーツ・文化の振興発展を目的とする公益的活動への協賛及び後援に関する必要な基準を定める。

(主催者の範囲)

**第2条** 協賛及び後援名義の使用許可を受けようとする主催者は、次のいずれかに該当するもので、その存在及び基礎が明確であるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体その他公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずるスポーツ・文化関係団体(宗教法人及び政治団体等を除く。)
- (3) 前2号に該当しないもので、次の全ての要件を具備していること。
  - イ 主催者の存在が明確であること。
  - ロ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること。
  - ハ 事業遂行能力が十分であると認められること。

(事業内容の範囲)

**第3条** この基準において、「公益的活動」とは、スポーツ活動における競技大会、教室等及び文化活動における芸術・芸能等に関する事業で、公共性のあるものをいう。

- (1) 開催場所については、健全で安全が十分に確保されていること。
- (2) 営利を目的とするものでないこと。
- (3) 当財団が、申請の内容以外の費用その他の負担義務を負わない。
- (4) 公序良俗に反しないもの又はその恐れがないこと。

(選考採用の基準)

**第4条** 選考に当たっては、次の要件を審査ものとする。

- (1) 当財団の目的に沿ったものであること。
- (2) 規模が適正であること。
- (3) 実績があること。
- (4) 公的機関等の後援があること。
- (5) その他選考にあたって必要な事項

(協賛・後援の制限)

**第5条** 協賛等の決定は、理事会で定めた予算の範囲内とする。

(取消し)

**第6条** 当財団は、第4条により選考決定した場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定の取り消しや協賛金の返還を求める事が出来る。なお取り消しによって生じる主催者の損失は一切保証しないものとする。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる事業を実施した場合
- (3) 法令又は決定に付した条件に違反した場合

(その他)

**第7条** この基準に定めるもののほか、この基準の実施に必要な事項は、理事長が別途定めるものとする。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

お問合せ先 (公財) マルセンスポーツ・文化振興財団  
Tel : 086-800-0077  
Mail : info@marusen-zaidan.or.jp